

川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション
業務総合評価審査委員会設置要綱

(令和5年4月28日5川上経営第102号)

(設置)

第1条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が上下水道局にとって最も有利な者を落札者と決定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するに当たり、落札者を決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）について適正な審査を行うため、川崎市上下水道局デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 落札者決定基準の設定に関すること。
- (2) 価格以外の評価に関すること。
- (3) 入札参加者からの疑義の照会に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

(委員会の組織等)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員によって組織する。

- 2 委員会の委員等は、別表のとおりとする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催と決議)

第4条 委員会の会議は、必要があると認めるときに委員長が招集する。

2 委員会は、出席すべき委員（副委員長を含む。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（副委員長を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 緊急を要する等の場合は、各委員への持回りによる審査により、前項に規定する議決に代えることができる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。

別表（第3条関係）

| | |
|------|---|
| 委員長 | 経営戦略・危機管理室長 |
| 副委員長 | 総務部担当部長（財務担当） |
| 委員 | <p>経営戦略・危機管理室の経営戦略・企画調整担当の担当課長</p> <p>財務課長</p> <p>財務課の下水道財務担当の担当課長</p> <p>管財課長</p> <p>水道計画課長</p> <p>水運用センター所長</p> <p>下水道計画課長</p> <p>施設保全課長</p> <p>デマンド・レスポンスの試行に係るアグリゲーション業務を実施する施設の長</p> |